審　査　基　準

平成28年６月23日作成

法　　令　　名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根　拠　条　項	第31条の23において準用する第７条の３第３項において準用する第７条第５項
処分の概要	法人の分割による許可証の書換え
原　　権　　者	長崎県公安委員会
法令の定め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第１条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審査基準	
標準処理期間	14日
申　　請　　先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
問い合わせ先	警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第一係（電話095-820-0110、内線3182）又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考	